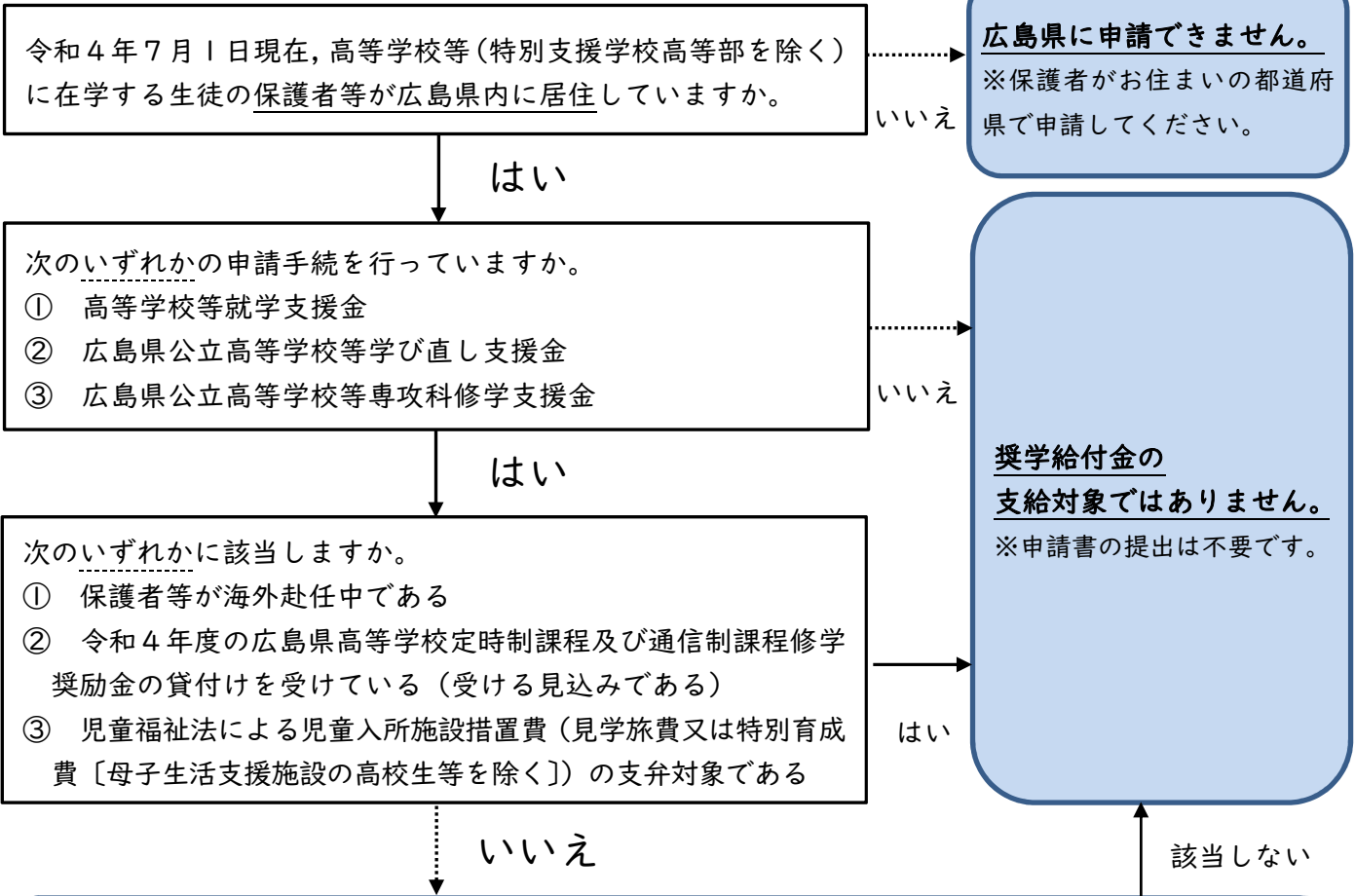


# 奨学給付金確認シート

奨学給付金

高校生等奨学給付金の給付を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、裏面の「必要書類一覧」の○がついている必要書類及び申請書を併せて提出してください。



次の①から③のいずれかに該当する場合は、奨学給付金の支給対象です。申請区分を確認し、裏面の「必要書類一覧」の記載の必要書類及び申請書を併せて提出してください。

項目	申請区分
① 令和4年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給	①生業扶助受給世帯
② 令和4年度の保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税である	②住民税所得割非課税世帯
③ 家計急変により保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割額」が非課税相当となる見込みである	③家計急変世帯

家計急変により住民税所得割が非課税相当になる場合とは、次の基準を満たす場合をいいます。

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満

# 必要書類一覧

「奨学給付金確認シート」で確認した申請区分ごとに○が付いている書類をすべて提出してください。

申請区分			必要書類
① 生業扶助受給 世帯	② 住民税所得割非課税 世帯	③ 家計急変 ※1世帯	
	○		広島県高校生等奨学給付金受給申請書
	○		振込先の通帳の写し ※ 金融機関名, 支店名, 預金種目, 口座番号及び口座名義が確認できる面の写し ※ ネットバンキングの場合, Web画面を印刷した書類
○	×	×	次のうちいずれか一点 <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (広島県高校生等奨学給付金申請用)(別紙様式) <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(生業扶助が記載されたもの)
×	○ ※2 不要の場合あり	○	課税証明書(令和4年度) ※ 生徒が <u>国立高等学校及び県外の公立高等学校等に在籍している場合(必須)</u>
×	×	○	【給与所得者で離職・解雇の場合】 <input type="checkbox"/> 離職票, 雇用保険受給資格者証, 解雇通知書のいずれかの写し(必須) 【個人事業者で事業の廃業の場合】 <input type="checkbox"/> 個人事業の廃業届出書, 破産宣告通知書のいずれかの写し(必須) 【給与所得者で収入減の場合】 <input type="checkbox"/> 会社作成の給与見込(1年間分)又は <input type="checkbox"/> 家計急変した月と申請日の前月を含む連続した3か月以上の給与明細書の写し 【個人事業者で収入減の場合】 <input type="checkbox"/> 税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入及び経費を証明する書類 <input type="checkbox"/> 確定申告書の写し(青色申告者のみ) 【その他】 <input type="checkbox"/> 事由により必要な書類
×	○	○	扶養親族全員の健康保険証の写し

※1 家計急変とは家計が急変し保護者等の向こう1年間の収入見込みが住民税所得割非課税に相当する場合をいいます。生業扶助を受給の場合や、家計急変前から住民税が非課税の場合は該当しません。

※2 生徒が県内の公立高等学校等に在籍している場合

申請書の1の「広島県の高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。」の□に✓印付け、同意する場合は、課税証明書の提出は不要です。

書類について不明な点がある場合は、次の連絡先までお問合せください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課  
 電話：082-222-3015【受付時間】月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時